

所沢小学校PTA慶弔金規程

(目的)

第1条 本規程は、所沢小学校PTA慶弔金規程と称し、会員に関係ある慶弔が生じた場合、次によって慶弔の意を表し、次のように定める。

第2条 慶弔金は次の通りとする

会員が死亡したとき 10,000円

児童が死亡したとき 10,000円

(その他)

第3条 この規程に定めがない場合、本部役員会にて協議の上決定する。

第4条 慶弔金に対する返礼は、一切受けないこととする。

第5条 この規程の改正は、本部役員会において改正することができる。

付 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する